

糸魚川市 令和7年度版

融資制度のご案内

■中小企業向け資金

制度名・資金		融資条件	融資額	融資利率 (年利)	融資期間 (据置期間)
地方産業育成資金		・市内に住所又は事業所を有する者 ・対象業種 鉱業、建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食店、宿泊業、運輸業、情報通信業、サービス業	1,000 万円以内	責任共有対象外 1.85% 責任共有対象 2.05% 信用保証なし 2.35%	運転 5 年以内 (6 か月以内) 設備 7 年以内 (6 か月以内)
中小企業振興資金	運転資金	・市内に工場、事業所、店舗等を有し、6 月以上の操業実績のある者	運転 1,000 万円以内 設備 2,000 万円以内	責任共有対象外 1.95% 責任共有対象 2.15% 信用保証なし 2.45%	運転 5 年以内 (1 年以内) 設備 7 年以内 (1 年以内)
	設備資金				
	観光施設資金	・旅館業法の許可を受けて、市内において旅館業を営もうとする者	所要資金の 80%以内で 700 万円以内	責任共有対象外 1.95% 責任共有対象 2.15% 信用保証なし 2.45%	8 年以内 (1 年以内)
	高度化事業関連特別設備資金	・新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定による貸付金の決定を受けた者	総事業費から高度化資金及び事業にかかる助成金を引いた額 5,000 万円以内	2.05%	20 年以内 (3 年以内)
	国際規格 (ISO) 取得資金	・市内に工場、事業所、店舗等を有する者	700 万円以内	1.50%	5 年以内 (1 年以内)
金	商工業近代化特別設備資金	・市の誘致により市内に工場等を新設する者	所要資金の 70%以内で 商業 1,000 万円超 2,000 万円以内 工業 1,000 万円超 3,000 万円以内	2.65%	10 年以内 (1 年以内)
	景気対策緊急特別資金	・市内に住所又は事業所を有する者 ・最近 3 月間の月平均売上高が過去 3 年間のいずれかの年の同期と比較して 3 %以上減少しているか、最近 3 月間の月平均営業利益が前年同期と比較して 3 %以上減少していること	3,000 万円以内	責任共有対象外 1.60% 責任共有対象 1.80% 信用保証なし 1.95%	8 年以内 (1 年以内)
都市計画街路事業の施行に伴う店舗施設等近代化資金		・都市計画街路事業の施行に伴って必要と認められる店舗施設等の新築、改築及び移転で、その近代化を図るための事業を行う者	改築資金 事業費の 80%以内 500 万円以内	2.05%	8 年以内 (1 年以内)
			新築・改築・取得資金 事業費の 80%以内で 1,500 万円以内		15 年以内 (1 年以内)

※担保・保証人等、その他貸付条件は取扱金融機関の定めるところによる

※中小企業向け資金をご利用いただける方

<地方産業育成資金・都市計画街路事業の施行に伴う店舗施設等近代化資金>

→中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号に規定する中小企業者

<中小企業振興資金>

→中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号に規定する中小企業者

中小小売商業振興法第 2 条に規定する中小小売商業者、事業協同組合、商店街振興組合

<景気対策緊急特別資金>

→中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

《信用保証料補給制度》

対象資金	補給率
上記の市制度資金 新潟県小規模企業支援資金(小口零細企業保証要件) 新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)	50%
第 1 項 セーフティネット保証 5 号対応	
第 2 項 セーフティネット保証 2 号対応	
第 5 項 売上・利益減少要件	
第 7 項 物価高騰等対策特別要件	25%